

第1回 大阪府・大阪市税務事務連携協議会 概要

開催日時：平成24年8月9日（木） 11:30～12:35

場所：大阪府庁本館3F 特別会議室（大）

出席者：会長	倉内 一郎（大阪府総務部税務室長）
副会長	古屋 和彦（大阪市財政局税務総長）
大阪府総務部税務室	芦田 善仁（税政課長）
	北井 真二（税政課参事）
	加登 武志（税政課総務補佐）
	辻本 徳生（税政課改革推進補佐）
	西口 栄一（税政課システム補佐）
	牧本 衛（徴税対策課長）
	小川 久藏（徴税対策課事業税補佐）
	川村 浩一（徴税対策課不動産補佐）
	井上 慎一（徴税対策課管理補佐）
	長田 喜夫（徴税対策課地方税徴収向上補佐）
大阪市財政局税務部	鬼頭 克則（税務部長）
	井戸 伸浩（管理課長）
	粟屋 千恵子（課税課長）
	藤原 稔之（固定資産税担当課長）
	山田 秀彦（収税課長）

会議の概要：

1 開会

2 知事訓示

- ・国会において、大阪都構想の基本法案が委員会で可決した。今会期中には基本法が可決・成立すると感じている。
- ・昨年11月のW選挙以降、二重行政・二元行政といわれてきた大阪府市の行政体制を一挙に変えようと、府市統合本部やそれぞれの部局で連携・統合について議論がなされている。
- ・税についても、大阪府の税務室と大阪市の税務部とが、それぞれの立場で行ってきた徴収業務等々を一本化して効率よく回収するなど議論を進めていってほしい。当面は、3つの業務統合を検討することになると思うが、それら以外にもすべての業務について順次、議論をしてほしい。
- ・大阪都構想は、基本法がなんとか可決する見込みではあるものの、200本以上の関連法案もあり予断を許す状況ではないが、法にならなくてもできることはすべて統合するという方向で、スピード感をもって活発な議論を行い、課題を乗り越えてほしい。

3 会長(大阪府総務部税務室長)あいさつ

- ・この協議会では、現在検討している府・市の業務連携のほか、地方税の適切な賦課・徴収の確保における事項や大阪都が実現した場合の税務事務の執行体制等を議論することとしており、ここでの結論は、府・市の税務部門としての統一した方針になる。
- ・このことを念頭に、府・市相互の利害を超え、府民・市民の皆様にとってのベストを目指し、前向きな議論をお

願いたい。

4 議事

(1)設置要綱の確認について

●事務局より資料説明（資料1）

- ・これまで府・市の税務部門においては、平成18年3月に「府・市地方税徴収向上対策連絡会議」を設置し、徴収対策の検討や合同公売・合同研修を実施するなど連携してきた。
- ・昨年12月には、府税・市税の連携をさらに強化するため、「府・市税務事務連携に関する勉強会」を設置し、「法人関係受付窓口の統合」、「法人関係共同調査チームの設置」、「合同の滞納整理特別対策チームの設置」について合意してきたところ。
- ・新たな大都市制度への移行を見据え、府・市の統一した組織マネジメントを強化・明確化するため、これまでの連絡会議や勉強会を改組・統合した「府・市税務事務連携協議会」を設置するもの。

●主な意見等

○要綱第2条第3号で、協議会の所掌事務に「新たな大都市制度後における税務事務に関する事項」とあるが、新たな大都市制度そのものに係る事項、制度設計（特別自治区の区割りや税源配分など）は、この協議会で取り扱う事項でないと考えてよろしいか。

（事務局）ご指摘のとおり、新たな大都市制度そのものに係る事項等については、本協議会での協議事項ではないと認識。本協議会では、新たな大都市制度が固まった上で、どのように課税・徴収していくのかを検討するものと考えている。

○要綱第5条で、公開・非公開の決定は「会長が会議に諮ったうえで決定する。」となっているが、協議会は原則公開であるため、その都度、公開・非公開を会議で諮るのではなく、非公開の時のみ諮ることとしてはどうか。

（会長）意見のとおり、毎回、会長が公開・非公開を諮ることは現実的でないため、非公開とする必要があると判断する場合のみ諮ることとしてよろしいか。

（一同）異議なし。

○要綱第6条で、協議会の事務局は、大阪府の「税政課」と「徴税対策課」、大阪市の「管理課」に設置するとあるが、府の事務局が複数課にまたがり、また、府と市の両方に事務局があるのはなぜか。

（事務局）府と市では、部課制と局部制等、組織の組立自体が異なる。府税務室には、システムを含む内部管理事務を担当する税政課と、賦課徴収に関する事務を担当する徴税対策課があり、どちらか一方で事務局を担当するより、両課共同で事務局を担う方が円滑に事務局の運営ができると判断したもの。また、協議会で方針決定をするにあたり、市側にも事務局を置き、府・市の事務局が相互に調整することにより、協議会をスムーズに運営することができるかと判断したもの。

(2)部会の設置について

●事務局より資料説明（資料2）

- ・法人関係共同調査チームの業務を検討する「課税部会」、合同滞納整理特別対策チームの業務を検討する「徴収部会」、法人関係受付窓口の統合等を検討する「サービス向上部会」、これらの業務に必要なデータの抽出や市のシステム機器の移設等を検討する「システム部会」を設置することとしたい。

（一同）承認。

- ・部会構成員は、

「課税部会」は、協議会のメンバーから（府）徴税対策課事業税補佐、不動産補佐、（市）課税課長、固定資産担当課長。

「徴収部会」は、（府）徴税対策課地方税徴収向上補佐、（市）収税課長。

「サービス向上部会」は、(府) 徴税対策課管理補佐、事業税補佐、(市) 管理課長、課税課長。

「システム部会」は、(府) 税政課参事、システム補佐、(市) システム担当課長

とし、実務的な検討を行うために必要な他の構成員は、各部会ともに基本構成員が調整のうえ指名することとしたい。

(一同) 承認。

- ・部会の会議については、課税調査、財産調査の具体的な手法や、その対象となる法人・個人の税務情報を取り扱うこととなり、公開で議論することが適当でない事項が多く見込まれることから、部会の会議は非公開としたい。

(一同) 承認。

●主な意見等

○部会の運営について確認したい。例えば、課税部会では、法人関係税や不動産関係税など幅広い事項を所掌しており、協議する内容に応じて、出席する基本構成員を選択してもよいか。

(事務局) 幅広い事項を所掌しているので、協議する内容に応じて部会の中で、基本構成員を選択していただいてもよい。

○部会は府の課長補佐と市の課長により構成している。市では、課長にかなり広い専決権限を持たせているが、府の課長補佐の専決権限はどのようなものか。部会で協議する際に、それなりの権限をもった職制の出席が府・市双方に必要ではないか。

(会長) 業務にもよるが、府の課長補佐にも専決権限を持たせているので問題はないと思われる。

(事務局) 部会で議論した結果については、必ず、部会からこの協議会に報告してもらう。報告した内容は協議会の場で意思決定をしていくこととなる。

(3) 府税・市税業務の連携について

●部会担当から資料説明(資料3)

【課税部会】

- ・法人関係共同調査は、市内に新たに事務所等を開設した法人について、府・市が保有する情報を持ち寄り、共同で処理することにより効率的・効果的に事務所等を把握し、調査業務の処理を促進するもの。
- ・開始時期は、10月1日を目途。
- ・人員体制は、府の大阪市内府税事務所職員55名、市の船場法人市税事務所職員29名の中から今後決定する。
- ・府・市双方で保有する約39,000件の事務所等開設の情報を活用し、設立届出書が未提出の法人を把握・特定した上で、共同又は分担して届出書提出の慫慂を予定している。

【徴収部会】

- ・開始時期は、10月1日を目途。
- ・人員体制については、府の税務室徴税対策課職員11名と市の税務部収税課職員8名の中から今後決定する。職員は相互併任を行う。
- ・共同で取り組む事案は、府・市の重複滞納事案のうち、滞納税額が100万円以上で処理が困難な事案からの選定を予定している。(選定対象 約130件、税額約21億円)
- ・合同滞納整理特別対策チーム対策会議を大阪府咲洲庁舎で定期的・随時に開催し、事案の処理方針等について協議する。
- ・取組対象事案を選定後、数値目標を設定する。

【サービス向上部会】

- ・府民・市民の利便性の向上を図るため、平成25年4月1日の府税事務所の再編・統合の機会に、1箇所府・市の法人関係申告書の受付や納税証明書の発行ができるように、船場法人市税事務所の受付窓口を中央府税事務所に設置する。

- ・具体的な業務の開始時期は、部会で検討し、次回以降の協議会で報告したい。
- ・体制については、船場法人市税事務所の職員が中央府税事務所に常駐し、業務を行うが、業務の繁閑に応じた、人員の配置を行う予定。
- ・市税の取扱業務範囲は、法人市民税の申告書の受付や納税証明書の発行業務を中心に、検討しているところ。
- ・その他、府・市でそれぞれ作成している「法人設立申告書」等の様式を統一し、納税者の手間が省力化できるように検討しているところ。
- ・納税者から、府税・市税の窓口が便利になったと実感してもらえるよう実施していきたい。

【システム部会】

- ・先に報告した3つの部会にかかるシステム改修等について検討してきた。現時点において、システム部会として報告すべき事項はない。

(4)その他

●事務局

次回の協議会は、各部会の検討状況にもよるが9月中旬頃に開催したいと考えている。

(一同)承認。

●主な意見等

○窓口業務に関して、申告された申告書は、府・市それぞれが税額の入力等を行っているが、府の方でまとめて入力して、市へデータを提供できれば市側の事務が省力化する。現状のシステムでは無理であるが、ダウンサイジングの際に考慮すれば、府・市双方にメリットがあるのではないかと。

(大阪府)府・市それぞれに提出された申告書のデータを府で一括作成して、市のデータを提供するというところがあるが、まずそれが法的に可能なのかを検討しなければならない。システムの改修となれば相当な費用を要する可能性がある。

ただ、できないというのではなく、どうすればできるのかという視点で検討すればいいと思う。

○個人市府民税の特別徴収の取り組みについては、都道府県が主導で実施しているところが多い。府の方で府内の市町村を取りまとめた取り組みが必要ではないかと。

(大阪府)個人市府民税の徴収実績は全国的にも低迷している状況。大阪市の府税事務所で設置している地方税徴収向上対策協議会(府税事務所長を会長とし管内の市町村で構成)においても、個人市府民税の特別徴収の推進については課題として上がっている。

特別徴収を推進するためには、府下全域で課題を共有しながら、どのような方策がよいのかについて早急に検討しなければならない。

そのためには、徴収面から見た問題点、課税面から見た問題点を洗い出し、場合によっては合同部会を開催し検討することも必要。

5 副会長(大阪市財政局税務総長)あいさつ

- ・府・市の連携については、昨年度から勉強会を開催し、検討を始めているところであるが、冒頭に松井知事の訓示をいただき、改めて、府・市一体となって税務事務の連携を進めていかねばならないと思いを新たにしているところ。
- ・法律の制約など、いろいろな課題があると思うが、できる限り府・市で足並みを揃え、府民・市民サービスの向上、業務の効率化に努めていきたい。

6 閉会